

平成25年5月20日  
千葉県立千葉高等学校

## 災害発生時の生徒帰宅困難・引き渡しの対応についての基本原則

地震等の災害の影響で、交通網の遮断等により帰宅困難になった生徒が発生した場合、校内に留め置くことを原則とし、基本的な対応は以下のとおりとする。

### 1 災害当日

#### (1) 校内対策本部の設置

災害発生後直ちに校内対策本部を設置する。

対策本部は大会議室及び事務室とする。

災害に関する情報は対策本部に集約する。

#### (2) 災害対応基本方針

生徒の避難、宿泊場所は原則教室とし、体育館を使用する地域住民と区別する。

残留生徒を把握し、以下の対応を原則とする。(人数、健康状態等)

#### 【自力帰宅】

保護者等と連絡が取れ、帰宅を希望する場合、帰路の安全確認を条件として自力で帰宅させる。(徒歩、自転車通学者)

#### 【引き渡し】

保護者と連絡が取れ、保護者または健康の記録カードに記載のあるものが迎えに来た場合に限る。

#### 【宿泊】

上記の者以外は原則宿泊とする。

- ・宿泊した場合も保護者と連絡をとる努力を継続する。そのために普段から伝言ダイヤル等で連絡が取れる方法を確認しておくこと。
- ・交通機関が復旧した場合はできるだけ集団で帰宅する。(日中)
- ・宿泊者の情報は可能な限り学校ホームページにアップする。

### 2 災害翌日以降

自力帰宅、引き渡し、宿泊については当日と同様の対応を原則とする。

### 3 その他

以上の件で、新たに決めが必要な場合は、危機管理マニュアルに則るものとする。

## 交通機関の運休等に関する措置

- 1 自然災害（暴風雨，洪水，地震，積雪等）により，午前6時のNHKニュースで，通学にかかわる主要鉄道（総武線，内房線，外房線，総武本線，京成線，京葉線）がすべて遮断されていると報道された場合は，臨時休業とする。
  
- 2 次の場合は自宅待機とする。
  - (1)各自最寄りの交通機関が遮断又は大幅に遅延している場合
  - (2)午前6時の段階で居住地又は千葉市に暴風雨警報等が発令され，登校に危険が予測される場合  
欠席した場合は公欠扱いとする。  
なお，当日通常日課以外の日程〔臨時休業・短縮（A型・B型）・授業カット等〕で実施する場合は学校緊急連絡網を通じて学校から連絡する。
  
- 3 出席簿の記入については当日定められた日課に従って記録し，公欠についてはH  
R担任が調査してからそれぞれ処理する。 (平 26.12.19)